

# 遺言書に基づき遺言執行者が請求される場合(遺言執行者が指定されている時)

## 【被相続人様(亡くなられた方)の関係書類等】

### 1. 死亡の事実が記載されている 戸籍謄本・除籍謄本

※「遺言書情報証明書」または家庭裁判所の検認を受けた「自筆遺言証書」の場合は不要です

- 市区町村の役所・役場で発行されます。
- 原本をご提出ください。  
コピーをさせていただいたあとに原本をご返却いたします。

### 2.

#### 公正証書遺言

#### 公正証書遺言以外の遺言 (自筆証書遺言など)

- 原本をご提出ください。  
コピーをさせていただいたあとに原本をご返却いたします。
- 法務局に保管されている「自筆証書遺言」は、「遺言書情報証明書」をご提出ください。
- 上記以外の「自筆証書遺言」は、家庭裁判所の検認を受けたあと、「遺言書検認調書」をご提出ください。
- 原本をご提出ください。  
コピーをさせていただいたあとに原本をご返却いたします。

## 【遺言執行者様の関係書類等】

### 1. 印鑑証明書

(遺言執行者様全員、  
発行後6ヶ月以内のもの)

- 市区町村の役所・役場で発行します。  
(遺言執行者様が、弁護士・司法書士・行政書士の場合は職印証明書で可)
- すべて原本をご提出ください。  
原本還付をご希望の場合はお申し出ください。

### 2. 相続預金払戻依頼書

- 遺言執行者様全員がそれぞれご署名のうえ、ご実印を押印ください。  
(遺言執行者様が、弁護士・司法書士・行政書士の場合は職印で可)

### 3. 遺言執行者様の実印

### 4. 名義変更される場合は新届出印

### 5. 通帳・証書

- お手元の通帳・証書をご提出ください。  
なお、キャッシュカードは不要です。お持ちの場合は裁断のうえ廃棄してください。